

目次

はじめに	3
第1章 ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける戦争	4
1 .旧ユーゴスラヴィア連邦の崩壊	4
2 .ボスニア・ヘルツェゴヴィナの社会状況	5
3 .民族浄化とスレブレニツァ	6
第2章 デイトン和平合意と国土の分割	9
第3章 学校教育における課題	12
1 .異なる教育制度	12
2 .Two Schools under One Roof	14
第4章 日本の初等学校建設案件と平和構築	16
1 .初等学校建設と日本のODA	16
2 .ボスニアにおける日本のODAによる初等学校建設	16
3 .調査で明らかになった問題点	18
おわりに	21
参考文献	24

はじめに

旧ユーゴスラヴィア連邦の崩壊過程において、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(以下、ボスニア)での戦闘は最も激しいものであった。その原因の一つとして、多民族が共存し、どの民族も過半数を占めることがなかったというボスニアの特徴がある。セルビア正教を信仰するセルビア人、キリスト教徒のクロアチア人、それにイスラム教徒のボスニアック人が主な民族であるが、これらの民族以外にもユダヤ教徒やロマの人々、それにハンガリー人が混住していた。

ボスニアの戦争が終結して10年が経過した。その間に多大な援助がボスニア復興のためにもたらされてきた。果たして、ボスニアの人々の暮らしは良くなったのであろうか？ また、1990年代後半以降、国際社会は「平和構築」をお題目のように唱え、ボスニアの復興もその例外ではなかった。紛争の再発予防のためにさまざまな支援がなされてきたが、ボスニアにおける平和構築活動は実を結んできたと言えるのだろうか？

この小論では、特にボスニアにおける学校教育に焦点をあてて、ボスニアの現状と今後についての考察を行う。学校教育に注目するのは、教育というプロセスの中で人間形成が、この国の将来を左右する極めて重要な要素だからであり、教育の内容や制度次第では、将来における紛争の再発という最悪の事態すら憂慮されるからである。

ボスニアの現状を理解するためには、過去の歴史を振り返り、民族間の情念が爆発するに至る経緯をおさえ直す必要がある。しかしながら、紙幅の関係上、この小論ではそれ程過去のことにまで遡ることが出来ない。さしあたり、現状についての考察を行う前に、ボスニア戦争とはいかなるものであったのか、その原因と帰結を概観しておきたい。

第1章 ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける戦争

1. 旧ユーゴスラヴィア連邦の崩壊

1990年代には世界中の多くの場所で内戦の嵐が吹き荒れた。ボスニア・ヘルツェゴヴィナはユーゴスラヴィア連邦を構成する共和国の一つであったが、1992年に独立を宣言し、1995年に和平協定が結ばれるまでのおよそ3年半余りもの間、戦争状態にあった。

戦争に至ったのにはいくつかの理由がある。国際的な要因としては、それまでの秩序であった冷戦という構造が崩壊したことである。ユーゴスラヴィアは、ソヴィエト連邦とは一線を画し、独自の社会主義路線を歩んできた。チェコ・スロヴァキアやハンガリーが経験したソ連との衝突は、ユーゴスラヴィアに仮想敵国としてのソ連に対抗するための準備を整えさせ、国としての結束を固めさせてきたのである。しかし、ゴルバチョフのペレストロイカに始まる冷戦終焉の序曲によって、ユーゴスラヴィア内の結束は弱まっていった。

また、それと並行して問題となっていたのが、チトーというカリスマ的指導者を失って以降の長引く経済危機であった。ユーゴスラヴィア連邦は、6つの共和国から構成されていたが、工業力に関しては西高東低の特徴を持っていた。西のスロヴェニアやクロアチアは比較的工業化が進んでいたのに対して、東のセルビアやモンテネグロ、マケドニアといった共和国は農業地域であった。そのため、発展していない東側および南側のツケを西側の共和国が負担するという構造になっていた。西側の共和国にとって東側の共和国はお荷物だったのである。そのような状況であったにもかかわらず連邦が維持できていたのは、民族主義を抑えながら国の舵取りを行っていたチトーの存在が大きかった。クロアチア人とスロヴェニア人の混血^{ハーブ}であり、第2次世界大戦中はパルチザンを率いてドイツからの独立を勝ち取ったチトー、本名ヨシップ＝ブロズのもと、第1次世界大戦ならびに第2次世界大戦において顕著であった大セルビア主義を抑えながら、国家の安定は維持されてきた。しかしながら、1980年にチトーがこの世を去ると、各共和国で民族主義が台頭してきたのである。民族主義は、旧ユーゴスラヴィア連邦を

崩壊させた根本原因だと捉えることが出来るだろう。

しかしながら、根本原因である民族主義自体は、そのままでは戦争を起こさせることはない。根本原因である民族主義を煽り、戦争への直接原因を作ったのが政治家たちの権力闘争であった。中でもセルビア共和国のミロシェヴィッチとクロアチア共和国のトゥジマンは、民族主義を巧みに操りながらその権力基盤を固めていった。特に、ミロシェヴィッチによる大セルビア主義は、強力な中央集権国家の到来を予感させ、スロヴェニアやクロアチアにとっては大きな脅威と感じられたのである。

以上のような条件が重なり、ついにスロヴェニアが1991年6月に独立を宣言した。また、その隣国であるクロアチアも同時期に独立を宣言した。スロヴェニアの独立を阻止しようとした連邦軍とスロヴェニアとの戦争は、わずか10日ほどで終了したが、クロアチアにおける戦争は長引き、その余波が東隣のボスニア・ヘルツェゴヴィナに及んできたのである。

2. ボスニア・ヘルツェゴヴィナの社会状況

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、旧ユーゴスラヴィア連邦を構成していた共和国の中で、最も複雑な社会であった。それには、バルカン半島全域に影響を及ぼしてきた東西の力が大きく影響している。つまり、東の力とはセルビア正教（オーソドキシー）とイスラム教である。イスラム教に関しては、オスマン＝トルコ帝国による支配がこの地域に大きな影響をもたらし、人々を改宗させただけでなく、銅細工などの独特の文化を持ち込んで今日に至っている。一方、西の力とは、ローマ・カソリック



破壊されたホテル（手前）と
建設中のホテル（奥）（モスタル市内）

であり、西の地域を支配したオーストリア＝ハンガリー帝国の影響が強かった。

以上のような力が衝突し合った場所こそが、ボスニア・ヘルツェゴヴィナだったのである。そのため、この地にはイスラム教徒のボスニアック人、正教を信奉するセルビア人、カソリックであるクロアチア人の3民族が共存してきた。また、この主な3民族以外にも、ユダヤ教徒やロマの人々も共存してきたのである。しかしながら、どの民族も過半数を占めることがなく、1990年初頭の調査では、ムスリム、セルビア人、クロアチア人の人口比率はおよそ4対3対2であった。そのような状況下で、1992年2月29日と3月1日に独立を問う住民投票が実施された。これにはセルビア人が反発し、住民投票をボイコットしてしまったのである。彼らからしてみれば、仮に独立が達成されれば、セルビア共和国と切り離されて第二市民の地位に落とされてしまうことと、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがムスリム国家になることが脅威だったのである。このように、3民族の間に亀裂が入り、民族間の争いが激化していくと共に、セルビア人を支援するためにセルビア共和国から、クロアチア人を支援するためにクロアチア共和国からそれぞれ介入があり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける争いは、内戦と言うよりも戦争と呼ぶのがより適切な様相を呈していったのである。

3．民族浄化とスレブレニツァ

3民族の中で最も優勢であったのはセルビア人勢力であり、一時は全土の7割近くを掌握していたとされる。連邦軍が残っていた重火器がそのままセルビア人勢力に用いられたことがその要因であり、後ろ盾を持たないムスリム勢力が最も多くの被害を被っていた。3民族共にその領域を広げるため、いわゆる「民族浄化(エスニック・クレンジング)」を行っていたとされる。民族浄化には、殺人や異民族の女性へのレイプといった戦時暴力も含まれているが、全般的には村人を強制的に追い出して領域を拡大するといった行為が横行していた。3民族の中でもっとも勢力のあったのがセルビア系住民であったため、民族浄化を主に行っていたのはセルビア人とされ、米国の広告代理店による情報操作もあって、

国際世論には「セルビア悪玉論」が跋扈することになった¹。このような情勢の中、ムスリム勢力の中には孤立した村落がいくつか見られるようになり、国連はそのような地域を安全地帯と指定して国際的な保護下に置こうとした。それらは、サラエヴォ、トゥズラ、ジェパ、ゴラジュデ、ビハチ、スレブレニツァであった。周りをセルビア人勢力に囲まれたそれらの地域には、国連保護軍（UNPROFOR）が駐留していた。

スレブレニツァを守っていたのは、たった400名ほどのオランダ軍であった。そこへムラディッチ將軍率いる軍隊が押し寄せて周りを包囲し、オランダ軍部隊が見守る中、8000名ものムスリム系男性が連行されていったのである。この出来事背景には、セルビア悪玉論が世界的に広まったせいで国際的に孤立し、行き場を失ったセルビア人勢力の現状があった。スレブレニツァの悲劇は、ナチスによるユダヤ人迫害以来、欧州諸国内では最も悲惨な事件として語られているが、2005年7月の時点でも、未だに6000名近くが行方不明のままであるととも、首謀者であったカラジッチとムラディッチが逃亡を続けており、真相の解明にはほど遠い状況である。6月には、スレブレニツァの虐殺の実態を録画したビデオテープが公開されたが、若者6名の処刑を一部始終録画した映像によって、二つの民族間に衝撃が走った。さらに、2005年10月4日になって、スルプスカ共和国側の公式発表として、この事件にはセルビア系の住民1万9千人が関与したという衝撃的な数字が公表された。

この公式発表には、いくつかの解釈が出来るだろう。一つには、このような数字を公式発表することで、セルビア系住民とムスリム系住民との間には埋めることの出来ない溝があることを再度強調し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが戦前の状態に戻ることは不可能であることを人々に再認識させたということである。ムスリム系住民の心理的動揺を誘おうとする政治的な意図を読みとることも出来るのではないだろうか。次に、これほどまで多数の住民が関与していたと公表することで、そのような人たちをすべて裁くことが事実上不可能であることをほのめかし、旧ユーゴ戦犯法廷（ICTY）における裁判に影響を与えようとしているとも

¹高木徹（2002）『戦争広告代理店』講談社を参照。

解釈できよう。いずれにせよ、スレブレニツァは、次章で述べる Dayton 合意後はセルビア人勢力のスルプスカ共和国側に編入されており、セルビア系住民とムスリム系住民の間に横たわる溝は深い。

第2章 デイトン和平合意と国土の分割

1995年11月にクリントン米国大統領のお膳立てによって、アメリカ合衆国オハイオ州デイトンにある米空軍基地に当事者たちが集められ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦後処理についての話し合いが行われた。この話し合いには、セルビア人勢力を代表してミロシェヴィッチ、クロアチア人勢力を代表してトゥジマン、そしてムスリム勢力を代表してイゼトベゴヴィッチが参加したが、彼らは半ば軟禁状態に置かれ、三者の間を米国側が回って調停を主導したのである²。その結果、セルビア人勢力によるスルブスカ共和国が国土の49%、ムスリムおよびクロアチア人のボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦が国土の51%を占めるという二分割案で妥結に漕ぎ着けることが出来、ボスニア・ヘルツェゴヴィナという国家の中に、二つの政体(エンティティ)が併存することとなった。二つのエンティティの間にはエンティティ間境界線(Inter Entity Boundary Line: IEBL)が引かれることになったが、このラインは標識や検問などで明確に示されるものではなく、道路などの日常生活空間によって作り出されているため、部外者にとってはどこが境界線なのかを識別することは難しい。しかしながら、現地の住民にとっては、境界線はかつての前線であったため、脳裏に焼き付いていた。そのため、戦争終結から随分と時間が経過した後でも、エンティティ間の境界線を越えて人が移動したり、交流したりするには心理的なトラウマがあった³。

デイトン和平合意は主文書と付属文書から成り、全部で14の文書から構成されている。この和平合意は、その当事者に上記の近隣共和国大統領が関わったことからわかるように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内での戦争終結合意だけを意味するのではなく、クロアチア、新ユーゴスラビア(当時)を含む3カ国における終戦合意を意味していた。そのため、合意文書の内容は、ボスニア内に限定されるものから、地域的なものまでが含まれている。ボスニアに限れば、上述の工

² 詳しくは、千田善(1999)『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』勁草書房、182-206頁を参照。

³ 詳しくは、森田太郎(2002)『サッカーが越えた民族の壁』明石書店を参照。

ンティティ間の境界線や選挙、憲法についての合意事項がある。また、地域的な合意としては、地域的安定のための信頼醸成や難民・避難民問題についての合意があり、地域的安定については、OSCE(欧州安全保障協力機構)が関与して軍縮を進めることが合意されている。

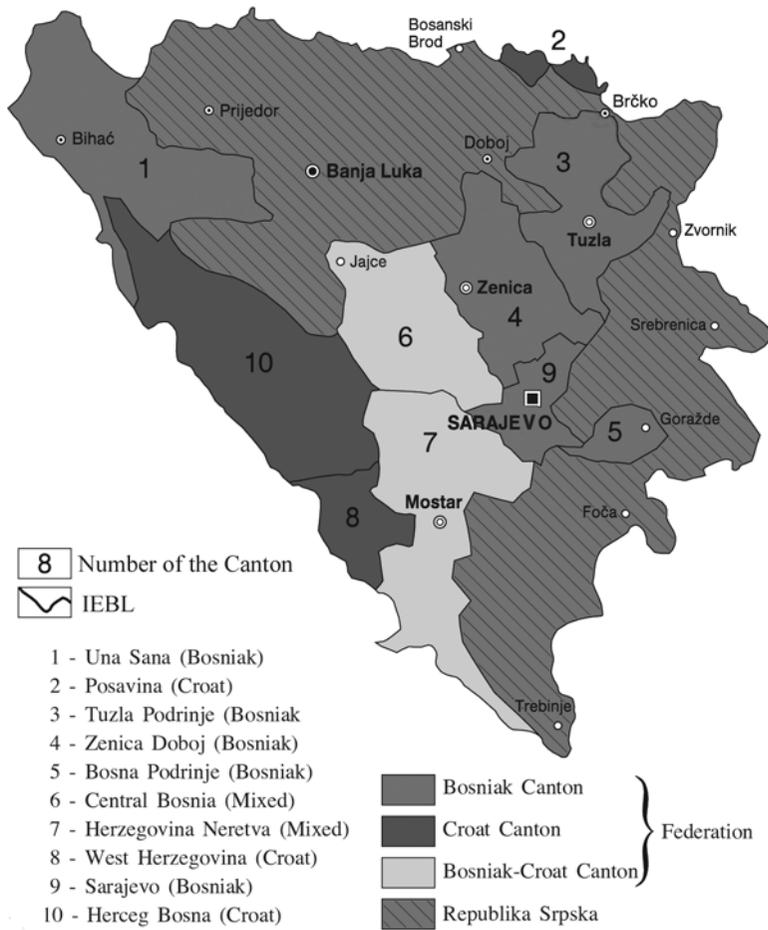
国家としてのボスニア・ヘルツェゴヴィナには、9つの省⁴しか存在せず、連邦とスルプスカ共和国にそれぞれ16の省⁵が存在するという複雑な状態となっている。外交を司る外務省は国家にしか存在しないが、防衛や司法に関しては、国家レベル、エンティティ・レベルのいずれにも存在しているのである。本小論で特に関係の深い教育については、国家レベルにおける省庁が無く、エンティティ・レベルにそれぞれ存在している。このことは、次章で述べる様々な問題の解決を難しく、また遅らせている要因となっている。

⁴ 9つの省は、Ministry of Foreign Affairs、Ministry of Security、Ministry of Defense、Ministry of Finance and Treasury、Ministry of Justice、Ministry of Foreign Trade and Economic Relations、Ministry of Communications and Transport、Ministry for Human Rights and Refugees、Ministry for Civil Affairsである。

⁵ 連邦側の16の省は、Ministry of Defense、Ministry of Interior、Ministry of Justice、Ministry of Finance、Ministry of Energy, Mining and Industry、Ministry of Transport and Communications、Ministry of Labor and Social Policy、Ministry of Displaced Persons and Refugees、Ministry For Issues of Veterans and Displaced Veterans of the Defensive-Liberation War、Ministry of Health、Ministry of Education and Science、Ministry of Culture and Sports、Ministry of Trade、Ministry of Physical Planning and Environment、Ministry of Agriculture, Water-Management and Forestry、Ministry of Development, Entrepreneurship and Craftsである。

スルプスカ側の16の省とは、Ministry of Finance、Ministry of Interior、Ministry of Defense、Ministry of Justice、Ministry of Administration and Local Government、Ministry of Economy, Energy and Development、Ministry of Economic Affairs and Coordination、Ministry for Labor and Veterans、Ministry of Trade and Tourism、Ministry of Transport and Communications、Ministry of Agriculture, Forestry and Water Management、Ministry of Urbanism, Civil Engineering and Ecology、Ministry of Education and Culture、Ministry for Refugees and Displaced Persons、Ministry of Health and Social Welfare、Ministry of Science and Technologyである。

図1 デイトン合意後のボスニア・ヘルツェゴヴィナ



(出所) 上級代表事務所 (OHR) のホームページ (<http://www.ohr.int/ohr-info/maps/>) より。(アクセス日: 2005年11月9日)

第3章 学校教育における課題

1. 異なる教育制度

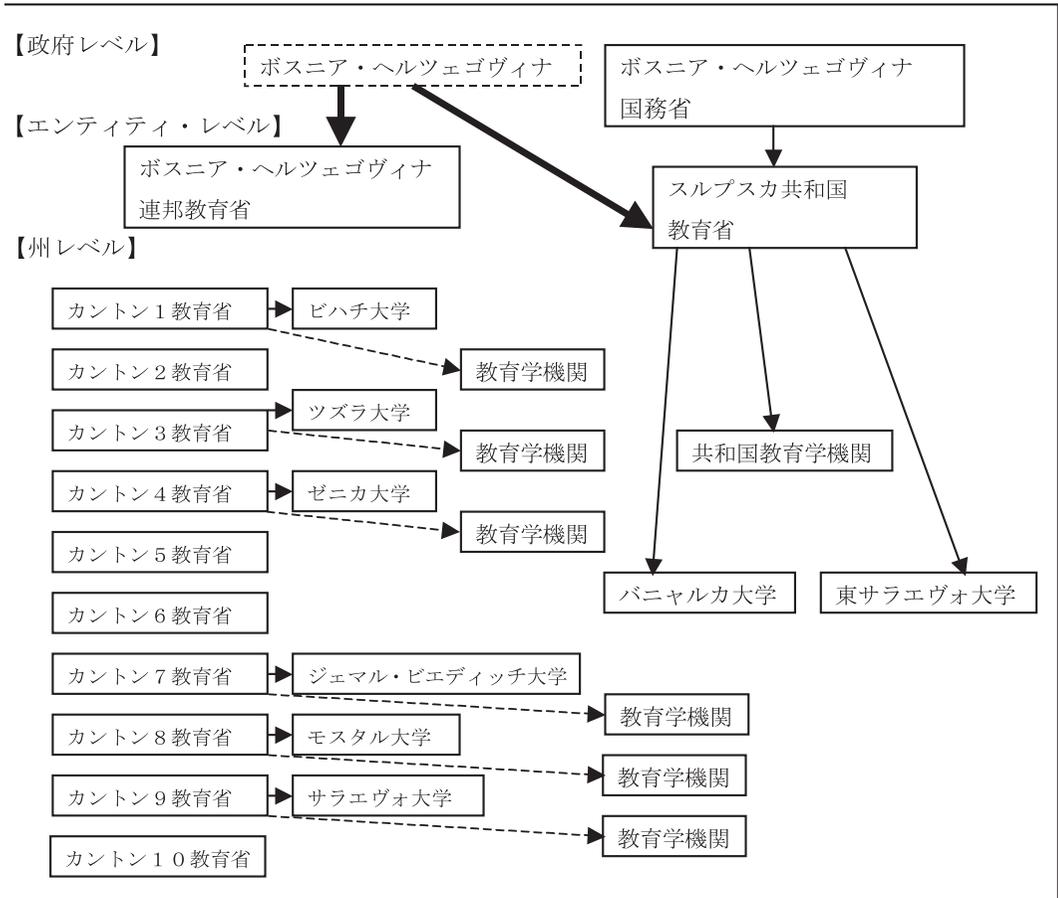
教育制度に関しては、OSCE(欧州安全保障協力機構)の主導のもとで改革が行われているが、和平協定合意から10年経った今日でも、難題を抱えたままになっている。第2章で触れたように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは2つのエンティティによって構成され、それぞれのエンティティの中に行政制度がある。教育についても、それぞれのエンティティに教育省が存在しており、この国の教育制度を複雑なものとしている。また、スルブスカ共和国が中央集権制であるのに対して、連邦側は地方分権制であり、連邦を構成している10のカントン(州)(図1を参照)毎に教育省が置かれている。このような様相を図示したものが図2である。

また、日本の小学校と中学校に相当する初等学校(primary school)については、スルブスカ共和国が9年制を敷いているのに対して、連邦側は8年制となっている。1年生として入学する学齢の違いから来るものだが、この問題については、連邦側の9年制に統一することが合意されている⁶。

また、授業カリキュラムについても、連邦側とスルブスカ側とで違いがあり、どのように調整を図っていくかが大きな問題となっている。連邦側では連邦教育省のカリキュラムが一般的には用いられているが、カントン4、6、7ではこのカリキュラム以外にモスタル学校問題研究所(Mostar Institute for School Affairs)のカリキュラムも用いられ、統一が図られていない。2つのカリキュラムのいずれを用いるかは、学校内でどの民族が多数を占めているのかで違ってくるのである。全国的にカリキュラムを改善しようとする試みについては、OSCEの主導のもと、共通コアカリキュラム(Common Core Curriculum)が2003年9月に導入

⁶ Bosnia and Herzegovina, Framework Law on Primary and Secondary Education in Bosnia and Herzegovina, 2003, Article 16 paragraph 3.

図2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの教育行政システム



(出所) OSCE, "Rising Debate: Is BiH Respecting its International Commitments in the Field of Education Questions for the Citizens of BiH", 19 April 2005, OSCE Bosnia and Herzegovina.をもとに筆者作成。

されることとなった⁷。この共通コアカリキュラムの目的は、子どもたちが各科目の中で最低限共通した部分を学習できるようにする事であるとともに、国内の他の地域に移動しても問題がないようにすることにある⁸。ただし、これは最低限共通している学習項目の統一を図ることに限定されていて、数学や理科といった科

⁷ Bosnia and Herzegovina, Framework Law on Primary and Secondary Education in Bosnia and Herzegovina, 2003, Article 59 paragraph 4.

⁸ Ibid.

目ではその共通部分は科目のほとんどを占めることになるが、いわゆる民族科目 (national subject) である言語と文学、歴史、地理、自然と社会、宗教指導といった科目では、その割合はかなり小さく限定されることになる。歴史については、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの歴史ではなく、隣国のクロアチアやセルビアの歴史が教えられているという。また、教科書については、ザグレブやベオグラードから輸入された教科書の2002年6月以降の使用禁止が合意されたにもかかわらず、いまだに複製が使用され、その多くの内容はかなり一方的で偏ったものであるという⁹。



スルブスカ共和国で使用されている教科書の一例

2 . Two Schools under One Roof

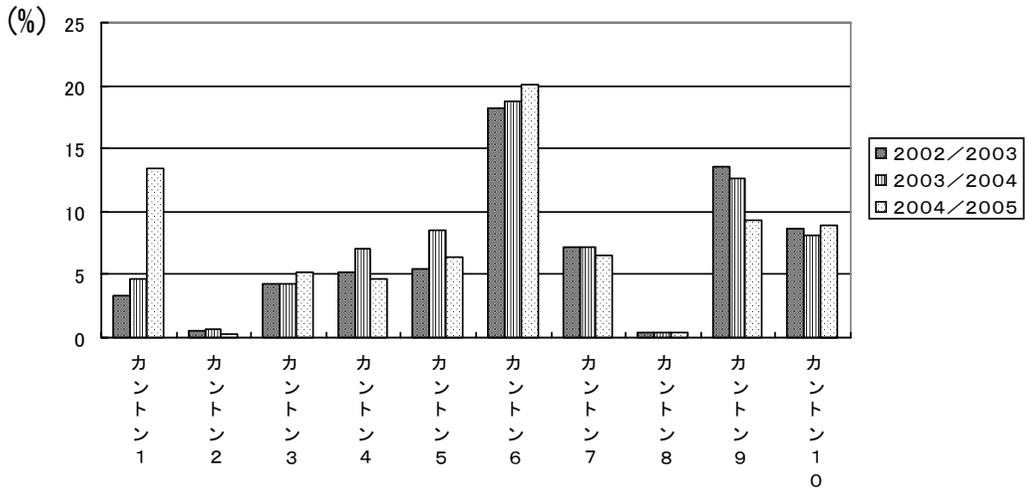
一つ屋根の下に二つの学校が併存しているという状況は、連邦側、特にカントン4、6、7で見られる問題点である。これはクロアチア系住民とボスニアック系(ムスリム)住民との間での問題であり、2005年5月現在でも54の初等・中等学校でこのような状況が残っていると報告されている¹⁰。

具体的には、学校の出入り口が二つあったり、授業時間や休み時間といったシフトが異なっていたりする。そのため、異なる民族間の子どもたちの接触が物理的に妨げられているのである。また、学生だけでなく、教員についても異なる職員室が設けられるとともに、学校内に二人の校長が存在するという事態になっている。

⁹ OSCE, "Rising Debate: Is BiH Respecting its International Commitments in the Field of Education Questions for the Citizens of BiH", 19 April 2005, p. 13, OSCE Bosnia and Herzegovina.

¹⁰ OSCE内部資料より。OSCE, Overview of Two Schools under One Roof, Updated on 26 May 2005.

図3 各カントンの年度別にみる帰還した学生の割合



(出所) OSCE, Report on Implementation of the Interim Agreement on Accommodation of Specific Needs and Rights of Returnee Children, 23 March 2005, OSCE Bosnia and Herzegovina, p.11より筆者作成。

このような現象は、上述の三つのカントンの中でもカントン6が最もひどい状況であると言われている。その原因として、他のカントンと比べて高い帰還率、戦前からクロアチア系住民とボスニアック人との共存の割合が高かった地域であったことが原因だと考えられる。図3はここ数年の帰還学生の割合を示したものである。これを見てもカントン6での帰還率が突出していることがわかる。

このような状況をOSCEは好ましいものではないと批判し、状況の改善を求めているが、カリキュラムの統一などを求めるのではなく、あくまでも法的および管理運営面での学校の統一を行うように呼びかけている。

第4章 日本の初等学校建設案件と平和構築

1. 初等学校建設と日本のODA

「すべての人に教育を」(Education for All) というスローガンは、1990年にタイのジョムティエンで開かれた「万人のための教育世界会議」で掲げられた合い言葉であった。この合い言葉は、2000年のダカールにおける「世界教育フォーラム」でのダカール行動枠組みでも繰り返され、同年ニューヨークで開かれた国連のミレニアム宣言の下、ミレニアム開発目標の一つとして2015年までに達成すべき明確な国際目標となった。このような世界的な流れの中、日本政府は政府開発援助(ODA)を用いた初等学校の建設という形で、このような国際目標の達成に一役買おうとしてきた。澤村信英(1999)も指摘しているように、基礎教育支援が政策目標になり、インプットを重視した協力が行われている¹¹。

日本政府のODAを用いた初等学校建設は、無償資金協力をを用いて行われるもので、外務省の無償資金協力課が行っている。無償資金協力案件の場合、JICAと開発コンサルタントによる「予備調査」「基本設計調査」「事業化調査」を経て案件が実施されることになる。

2. ボスニアにおける日本のODAによる初等学校建設

ボスニアのケースでも、1999年に初等学校建設計画予備調査報告書、2000年に初等学校建設計画基本設計報告書、2001年に事業化調査報告書が作成されている。設計を担当したのは、初等学校建設の実績を増やしてきたM設計事務所である。

¹¹ 澤村信英(1999)、「日本の基礎教育援助の経験と展望 小学校建設計画を中心として」『国際教育協力論集』第2巻、第1号、pp. 75-88。

当初の予定では、連邦側に8校、共和国側に5校の学校を新設する予定であったが、最終的には前者に7校、後者に4校を建設することとなった¹²。筆者は、2002年の時点でこの初等学校建設案件の存在を知り、サラエヴォ市からほど近いスルプスカ共和国内に当時建設途中であったプロジェクトサイトを訪れている。サラエヴォ市の中心から車で20分ほどの場所で、ちょうどエンティティ・ラインを越えて共和国側に入ったところにそのサイトはあった。その側には避難民のための仮設住宅があり、サラエヴォ近郊へと他の土地から逃れてきたセルビア人が多数住んでいた。

この建設中であった初等学校に当時は正式な名称が無く、共和国側3番目の案件ということで、RS-3校と呼ばれていた。上述したように、この学校はエンティティ・ラインに沿って建設されており、案件が浮上した当初から、この学校が建設されることで難民の定着に繋がるのではないかという懸念が、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) から出されていた。また、ちょうど同じ頃、連邦側に米国国際開発庁 (USAID) が初等学校を建設したため、ボスニアック人とセルビア人の棲み分けが生じて民族の分断状況が悪化するのではないかと、という懸念が上級代表事務所 (OHR) から発せられ、建設の差し止めが出されたという。戦争が終結したとは言っても、当時の状況ではエンティティ・ラインを越えることに心理的なトラウマがあり、エンティティ・ラインは民族を隔てる大きな壁として存在していた。そのような中で共和国側に学校を建設したとしても、セルビア人の子どもたちしか通わないだろうと予想されたのである。最終的には、ボスニア政府、OHR、大使館との間で協議が行われ、RS-3校においても全ての民族を受け入れる約束がなされ、建設が許可されたという¹³。

¹² 工事は2期に分けて実施された。2002年から2003年にかけて行われた第1期の5校43教室の新設には、総費用がおよそ10億円かかっていると推定されている(『国際開発ジャーナル』2004年2月号、25頁)。ちなみに、NGOによる学校建設では費用は数百万円から数千万円であり、無償資金協力による学校建設は高額すぎるとの批判が絶えない。

¹³ このあたりの事情については、当時設計を担当されたM設計事務所の方から書面にて回答を得た。

筆者は、日本の援助で建てられたこれらの学校が、果たして民族融和を推進するためにその後役立ってきたのかどうかを調査しようと考え、学校が開学してから三年目を迎えた2005年9月に現地に赴き、上述のRS-3(正式名称スベティ・サヴァ、Sveti Sava)校と西モスタル市に建てられたFD-5(イリヤ・ヤコヴィエヴィッチ、Ilija Jakovljević)校を訪れた。また、日本のODAで建てられたそれらの学校と比較するために、連邦側サラエヴォ市内の1校(スケンデル・クレノヴィッチ、Skender Kulenović)を訪れてインタビュー調査を行った。

3. 調査で明らかになった問題点

スベティ・サヴァ初等学校のケースでは、次のような問題点が明らかになった。まず、当初予定されていた全民族を受け入れるとの約束は果たされていないということである。通っている子どもたちはすべてセルビア人である。道路を一本隔てるとそこは連邦側であるにもかかわらず、連邦側に住むボスニアックの子どもたちは別の学校に通っている。全民族に開放されているとしても、現実問題として、多民族が学びあう空間とはなっていない。

次に、この学校で気掛かりであったのは、正教(オーソドキシ)の特徴と言える宗教画、いわゆるイコンが教室や職員室に飾られているということだ。ボスニアにおける戦争の背後には宗教が強く影響しており、スレブレニツァにおける虐殺現場の様子を明らかにした映像の中でも、セルビア正教会の司祭がセルビア秘密警察のメンバーを祝福するシーンが写し出されている。そのような事情があるなかで、特定宗教の影響をあらわにしている学校に、他の宗教を信仰する子どもが通うはずはない。



教室に飾られた宗教画(イコン)

西モスタルのイリヤ・ヤコヴィエヴィッチ初等学校でもいくつか気になる点があった。その点を述べる前に、モスタルという土地について触れなければならない。モスタルは、カントン7の中心都市であり風光明媚な土地である。水量豊富なネレトヴァ川が滔々と流れ、その上に幾つもの石橋が架かっており、歴史的建造物として観光のスポットとなってきた。川の両側に、イスラム教のモスクとカソリックの寺院が建ち並んでいることから分かるように、この土地にはボスニアック人とクロアチア人が混住してきたのである。しかしながら、戦争末期になって、ボスニアック人とクロアチア人の対立が深まり、川を挟んで西をクロアチア人、東をボスニアック人が占め、長年の交流を可能にしてきた石橋がとうとう砲弾によって崩落させられたのであった。現在もクロアチア人とボスニアック人との対立感情は根強く、民族の分断状況が続いている。

そのような状況のなかイリヤ・ヤコヴィエヴィッチ初等学校を訪問したが、この初等学校は西モスタル、つまりクロアチア側に位置し、通っている子どもたちのほとんど全てがクロアチア人である。インタビューの最後に、同校の校長先生が、2003年に開学してからの活動をファイルしたアルバムを見せてくれたのだが、その中に毎年12月に同校にて開催されるクリスマス会の模様があった。これも宗教色の強い行事である。スベティ・サヴァ校の場合と同じく、このような宗教色が打ち出されている以上、他の宗教を信仰する子どもが通うことは不可能だと言わざるを得ない。



ネレトヴァ川にかかる再建された
スタリ・モスト(橋)(モスタル)

最後に、比較対象としてスケンデル・クレノヴィッチ校の状況を紹介したい。この学校は上述のスベティ・サヴァ初等学校からほど近く、徒歩でも20分ほどの距離にある。その場所で戦前から開校していたが、戦時中に校舎が焼け落ちたため、戦後になって欧州、とくにスイスとフランスの援助によって再建されたということであった。通っている子どもの数は900名にも及ぶが、多民族から構成されている。また、教師の構成も多民族である。この初等学校の校長からは、日本がスベティ・サヴァ初等学校を建設したために、スルブスカ側のセルビア人が通

わなくなってしまったとの批判が聞かれた。

おわりに

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦争が終結して10年になる。この間、民族の融和は本当に進んできたのであろうか？ このような問いの下、この小論を書いてきた。国際社会は「平和構築」の大合唱のもと、様々な活動を行ってきたし、現在もそのような活動は続けられている。しかしながら、日本の初等学校建設案件を見る限り、「平和構築」という名の下での活動は、これまで発展途上国で行われてきた活動とどこがどのように違うというのだろうか？

教育制度からも分かるように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの現状は複雑である。2つのエンティティが実質上の権限を持ち、それぞれが個別に運営されていると言える。これは極めて政治的な次元の問題であり、教育問題にも政治が大きな影響を及ぼしている。OSCEが"Two Schools under One Roof"で取った態度に表されているように、部外者が強制的に制度を改めさせることは出来ない。それは内政不干渉の原則に違反する。しかしながら、既存の制度に従って援助を行う際、それが紛争の再発に繋がるおそれのある場合には、援助を中止するか、あるいは別の方策を講じる必要があるのではないだろうか。

スベティ・サヴァ初等学校のケースでは、当初懸念されていた通りに問題が発生し、単一民族校になってしまっている。また、イリヤ・ヤコヴィエヴィッチ初等学校においても、民族融和が進展したとは言えない。これには、JICAをはじめ日本の開発コンサルタントに、長期的にものごとを見る視点が足りなかったということと、これまで実施してきた援助と同一の視点で紛争後の復興に携わったことが原因としてあるのではないだろうか。多民族共存社会における紛争後復興に取り組むには、これまでとは異なる視点が必要だと思われる。

このような考えに対して異議もあろう。スベティ・サヴァ初等学校を建設するに当たっては、当時の状況からやむを得ない事情もあったと推察できる。すなわち、当時は、セルビア人避難民が多数押し寄せ、既存の学校の収容能力を超えてしまったため、新しく学校を建設する必要性があったのである。そのような状況の下、現地から日本政府に対して要請があがってきたわけであり、短期的な視点

でものごとを捉えれば、そのようなニーズに応える行動を取る必要があったであろう。しかしながら、長期的な視点に立てば、それが民族の融和をもたらさないばかりか、却って民族の分断を強めてしまうことになりかねないと考えべきであった。なぜなら、「学校」という物理的な建造物は何十年にもわたってそこに存在し、そればかりか、そこで行われる教育や様々な行事が、その土地で固定化されていくものだからである。そのような行事が宗教色を帯びていけば、なおさらその影響は大きい。では、現地からの要請を無碍に断れば良かったのか？ 当時の状況からは、それは出来なかつただろう。それならば、建物を一時的な簡易なものにし、民族の融和が進んでから大規模なものに建て直すという代替案は考えられなかつただろうか？ あるいは、スケンデル・クレノヴィッチ校の再建計画において他のドナーと協調し、同校の規模を拡大する形でニーズに応えるという選択肢は考えられなかつただろうか？ エンティティ・ラインという障害を所与の条件とせず、将来を見越した計画を立てるべきではなかったのだろうか？ M. Anderson (1999) が述べるように、紛争後の復興を考える際に、援助機関は「人々をつなぎ止めるモノ」を探さなければならない。その場合、子どもたちこそが「つなぎ止めるモノ」になり得るのであって、そのための器としての学校建設であるべきだろう¹⁴。つまり、コミュニティを再建していくなかで、現地の人々が子どもを中心に据えて手を携えあう環境づくりを援助は担うべきである¹⁵。

「平和構築」というお題目を唱えるだけでなく、その内容がこれまでの平時のプロジェクトとどのように異なるべきなのか、また、民族の融和を目指すのであれば、どのような点に配慮すべきかについてなど、我々は再考すべき時期に来ているのではないだろうか。

¹⁴ Mary B. Anderson (1999) *Do No Harm How Aid Can Support Peace or War*, Boulder: Lynne Riennerを参照。

¹⁵ 奇しくもサラエヴォでの調査時に、世界的な国際NGOであるWorld Visionの現地代表から同様の考えを伺った。

参考文献

- Anderson, M.B. (1999) Do No Harm How Aid Can Support Peace or War, Boulder: Lynne Rienner. (『両刃の援助』(大平剛訳)明石書店、近刊)
- 千田善(1993)『ユーゴ紛争 他民族・モザイク国家の悲劇』講談社新書。
- 千田善(1999)『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』勁草書房。
- 千田善(2002)『なぜ戦争は終わらないのか』みすず書房。
- ドーニャ、R.J.・ジョンV.A. ファイン(1995)『ボスニア・ヘルツェゴヴィナ史 多民族国家の試練』(佐原徹哉、山崎信一、柳田美映子訳)恒文社。
- イグナティエフ、マイケル(2003)『軽い帝国 ボスニア、コソボ、アフガニスタンにおける国家建設』(中山俊宏訳)風行社。
- 木村元彦(2001)『悪者見参 ユーゴスラビアサッカー戦記』集英社文庫。
- 木村元彦(2005)『終わらぬ「民族浄化」セルビア・モンテネグロ』集英社新書。
- 森田太郎(2002)『サッカーが越えた民族の壁』明石書店。
- 澤村信英(1999)「日本の基礎教育援助の経験と展望 小学校建設計画を中心として」『国際教育協力論集』第2巻、第1号、pp. 75-88。
- 柴宜弘(1996)『ユーゴスラビア現代史』岩波書店。
- 柴宜弘(2005)『バルカンを知るための65章』明石書店。
- 高木徹(2002)『戦争広告代理店』講談社。
- 多谷千香子(2005)『「民族浄化」を裁く 旧ユーゴ戦犯法廷の現場から』岩波新書。